

平成30年度総合評価入札実施についてのお知らせ

平成30年 4月

平成30年度「総合評価方式条件付き一般競争入札」について、下記のとおり実施します。

1. 対象工事等について

- ① 予定価格が5千万円以上の建設工事
- ② 予定価格が1千万円以上の鉄筋コンクリート造の解体工事
- ③ 予定価格が5千万円未満で、工事品質の確保、環境対策等を適切に図る必要がある建設工事
- ④ 予定価格が1千万円以上で、受託業者の技術力により、成果品の品質向上が期待できる業務委託

2. 評価型式について

型式	評価方法等
簡易型	技術的な工夫が必要な工事に適用し、施工計画に関する提案、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により評価します。
特別簡易型	技術的な工夫を求めない工事に適用し、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により評価します。
簡易型 (業務委託)	技術的な工夫が必要な業務委託に適用し、業務理解度、企業の技術力及び配置予定技術者の能力により評価します。

3. 評価項目、評価基準及び配点について

技術評価点を算出する基準となる、「評価項目、評価基準及び配点」は、工事等の発注条件に従って、下記のタイプとし、平成30年4月1日以降の公告から適用します。

下記のタイプに該当しない場合は、入札時にお知らせします。

- | | |
|------------------|------|
| ① 簡易型（市内業者用） | 別表1 |
| ② 特別簡易型（市内業者用） | 別表2 |
| ③ 簡易型（土木一式工事用） | 別表3 |
| ④ 簡易型（建築一式工事用） | 別表4 |
| ⑤ 簡易型（電気工事用） | 別表5 |
| ⑥ 簡易型（機械器具設置工事用） | 別表6 |
| ⑦ 簡易型（管工事用） | 別表7 |
| ⑧ 簡易型（ほ装工事用） | 別表8 |
| ⑨ 簡易型（解体工事市内業者用） | 別表9 |
| ⑩ 簡易型（業務委託・建築用） | 別表10 |
| ⑪ 簡易型（業務委託・土木用） | 別表11 |

※③から⑧、⑩及び⑪は市内業者に限定しない発注を行う場合に適用します。

4. 平成30年度の「評価項目、評価基準及び配点」の変更点について

- ① 施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見（評価点数の変更）
 簡易型の「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」の評価点数を、
 を下記のとおり変更します。

変 更 前					
分 類	評価項目	評価基準	配 点		
			評価内容	評価 点数	項目 点数
簡易な 施工計画	施工上配慮すべき 事項に係わる 技術的所見	発注者が指定した 施工上の課題への 対応の的確度	10.0 ~ 0.0	10.0	10.0

↓

変 更 後					
分 類	評価項目	評価基準	配 点		
			評価内容	評価 点数	項目 点数
簡易な 施工上の 提案	施工上配慮すべき 事項に係わる 技術的所見	発注者が指定した 施工上の課題への 対応の的確度	提案課題が1つの場合 5.0~0.0	5.0	5.0
			提案課題が2の場合 10.0~0.0	10.0	10.0

5. 評価基準の特例措置

- ① 「同種・類似工事の施工実績」の評価において、「4社の共同企業体（JV）の場合は、出資比率が13%以上の工事」を施工実績として認めます。
- ② 下記の工事は、「同種・類似工事の施工実績」、「工事成績評定」、「配置予定技術者の施工実績」の「本市発注工事」と同等に取り扱います。
- ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築工事
 - ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築機械設備工事
 - ・市街地再開発事業（仮称）久留米市総合都市プラザ（8番街区）新築電気設備工事

6. 評価方法（評価値の算出）について

① 除算方式

工事にあっては除算方式とし、評価値の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 1,000,000$$

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} (100\text{点}) + \text{加算点}$$

加算点は、評価項目、評価基準及び配点に基づき、評価した得点

② 加算方式

業務委託にあっては加算方式とし、評価値の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

$$\text{技術評価点} = 30 \times (\text{加算点} / \text{加算点満点})$$

$$\text{価格評価点} = 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

加算点は、評価項目、評価基準及び配点に基づき、評価した得点

7. 落札者の決定方法について

① 次の要件に該当する入札参加希望者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。

(1) 入札価格が予定価格以下で、失格基準価格以上であること。

(2) 入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないこと。

② 評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を決定します。

③ 落札候補者が競争入札参加資格を有すると認めたときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとします。

ただし、競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて、①を満たす者のうち、評価値の最も高い者であって、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定します。

お問い合わせ先

久留米市 総務部 工事検査課 0942-30-9151
契約課 0942-30-9171